

新潟県条例第48号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
(他の法令による給付との調整)			(他の法令による給付との調整)		
<p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p><b>第5条</b> 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	(略)	(略)	傷病補償年金	(略)	(略)
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。</u> ）	(略)
障害補償年金	(略)	(略)	障害補償年金	(略)	(略)
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。</u> ）	(略)
遺族補償年金	(略)	(略)	遺族補償年金	(略)	(略)
	遺族基礎年金（当該	(略)		遺族基礎年金（当該	(略)

	補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金			補償の事由となつた死亡について <u>国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金</u> が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金									
2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。			2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。										
<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="225 927 794 965">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 965 683 1072">           障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）         </td> <td data-bbox="683 965 794 1072">(略)</td> </tr> </table>			(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="834 927 1406 965">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 965 1292 1072">           障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について<u>障害共済年金又は障害厚生年金</u>が支給される場合を除く。）         </td> <td data-bbox="1292 965 1406 1072">(略)</td> </tr> </table>			(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障害共済年金又は障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	(略)
(略)													
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)												
(略)													
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障害共済年金又は障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	(略)												

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

(障害共済年金等が支給される者の特例)

- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。